

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業最低賃金(略称)が適用される産業等について

特定(産業別)最低賃金の件名	山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金
----------------	---

1 「適用する使用者」の範囲

山形県の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。)、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

2 「適用する労働者」の範囲

上記の「適用する使用者」に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

3 「適用する使用者」及び「適用する労働者」に関し、適用される産業は以下のとおりです。

(平成19年11月改定の日本標準産業分類による産業)

(注) ○印(ゴシック体の太字)・・・本特定(産業別)最低賃金が適用される産業

△印(ゴシック体の斜字)・・・その産業の一部について本特定(産業別)最低賃金が適用される産業

※印(明朝体)・・・山形県最低賃金(地域別最低賃金)が適用される産業(本特定(産業別)最低賃金は適用されません。)

日本標準産業分類		特定(産業別)最低賃金の適用の有無			備考 (※印・・・山形県最低賃金適用の産業)
		中分類	小分類	細分類	
E25 はん用機械器具製造業		△			
E251 ボイラ・原動機製造業					
	E2511 ボイラ製造業				※
	E2512 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)				
	E2513 はん用内燃機関製造業				※
	E2519 その他の原動機製造業				
E252 ポンプ・圧縮機器製造業			○		
	E2521 ポンプ・同装置製造業			○	
	E2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業			○	
	E2523 油圧・空圧機器製造業			○	
E253 一般産業用機械・装置製造業			△		
	E2531 動力伝動装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)			○	
	E2532 エレベータ・エスカレータ製造業 (家庭用エレベータ製造業以外のもの)			○	
	エレベータ・エスカレータ製造業 (家庭用エレベータ製造業に限る。)				※
	E2533 物流運搬設備製造業			○	
	E2534 工業窯炉製造業			○	
	E2535 冷凍機・温湿調整装置製造業				※
E259 その他のはん用機械・同部分品製造業			△		
	E2591 消火器・消化装置製造業				
	E2592 弁・同附属品製造業				
	E2593 パイプ加工・パイプ付属品加工業				※
	E2594 玉軸受・ころ軸受製造業				
	E2595 ピストンリング製造業				
	E2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業			○	
	E2599 各種機械・同部品製造修理業(注文製造・修理)				※
E250 管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業所)			○		
管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業以外の事業所)					※

L7282	純粋持株会社 (但し、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該特定最低賃金の適用産業に限る。)			○	
E26 生産用機械器具製造業		△			
E261	農業用機械製造業(農業用器具を除く)				※
E262	建設機械・鉱山機械製造業		△		
E2621	建設機械・鉱山機械製造業 (建設用クレーン製造業に限る。)			○	
	建設機械・鉱山機械製造業 (建設用クレーン製造業以外のもの)				※
E263	繊維機械製造業				※
E264	生活関連産業用機械製造業				※
E265	基礎素材産業用機械製造業		△		
E2651	鋳造装置製造業				※
E2652	化学機械・同装置製造業			○	
E2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業				※
E266	金属加工機械製造業				※
E267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業				※
E269	その他の生産用機械・同部品製造業		△		
E2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業				※
E2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業				※
E2693	真空装置・真空機器製造業			○	
E2694	ロボット製造業				※
E2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業				※
E260	管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業の事業所)			○	
	管理、補助的経済活動を行う事業所 (但し、上記のうち当該特定最低賃金の適用産業以外の事業所)				※
L7282	純粋持株会社 (但し、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該特定最低賃金の適用産業に限る。)			○	

【 参 考 事 項 】

- 平成20年度の特定(産業別)最低賃金の改正決定において、「特定(産業別)最低賃金の件名」等の表示が変更となりましたが、「適用する使用者の範囲」及び「適用する労働者の範囲」については、従前と全く同じであり、変更はありません。
- 「管理、補助的経済活動を行う事業所(○○○○○)」について
従前の日本標準産業分類では、その一般原則により、主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一としてきたところであるが、平成19年11月の日本標準産業分類の改定によって原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類することとなりました。
- 持株会社について
 - 持株会社[もちかぶがいしゃ] (Holding company)
 - 他の会社を支配する目的で、他の会社の株式を保有する会社のこと。
 - 持株会社には「事業持株会社」と「純粋持株会社」があります。
 - 事業持株会社(Operating Holding company)について
 - 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定します。
 - 主として管理事務を行う事業持株会社の産業は、管理する全子会社を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類されます。
 - 純粋持株会社(Pure Holding company)について
 - 経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)が中心の事業を行う、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L-学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類されます。
 - L7282 純粋持株会社・・・本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

- 4 次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。
(1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)時間外・休日・深夜手当 (5)賞与など
- 5 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間あたりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはけません。

(お問い合わせ先)

厚生労働省 山形労働局

労働基準部 賃金室

(電話) 023-624-8224

